

(2) 支給要件

対象者が申請し、ハローワークの指示を受けて職業訓練を受講し、次の要件を全て満たすことが必要です。

ア 本人収入が月8万円以下

イ 世帯※の収入が月30万円以下

※世帯＝本人のほか、同居のまたは生計を一にする別居の配偶者、子及び父母

ウ 世帯の金融資産が300万円以下

エ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない

オ 全ての訓練実施日(やむを得ない理由が認められた場合は8割以上)に出席している

カ 世帯に同時にこの給付金を受給している訓練受講者がいない

キ 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

ク 過去6年以内に給付金の支給を受けていない

(3) 求職者支援資金融資

「職業訓練受講給付金」を受給していても、その給付金だけでは生活費が不足する場合には、希望に応じて、労働金庫の融資制度を利用することができます。

★★問い合わせ先★★

お住まいの住所地管轄の**公共職業安定所**（ハローワーク）(P155参照)

3 労災保険（労災保険法）

労災保険は、労働者が業務上、あるいは通勤中に負傷したり、病気になった場合、また障害が残ったり、死亡した場合に被災労働者や遺族を保護するために必要な給付を行い、被災労働者に対する補償を確実にする「事業主のための保険」です。保険料は事業主が全額負担します。このほか、業務災害の予防事業、被災労働者やその家族の福祉などを図る労働福祉事業を行っています。

(1) 適用事業所・適用労働者

原則として、一人でも労働者を使用するすべての事業所に適用され常用、臨時、パートタイム労働者などの雇用形態に関係なくすべての労働者に労災保険の適用があります。また、一人親方やその他自営業者などが加入できる特別加入制度※もあります。

労働災害を受けたのに、使用者が労災保険の使用者の証明手続を行わない場合は、労働基準監督署にその旨を申し出ることができます。

※ 自転車を使用して貨物運送事業を行う者、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師など特別加入できる対象が広がっています。

(2) 給付の種類（※業務災害の場合に、（補償）の文言が給付名に加わります。）

ア 療養（補償）等給付—負傷したとき、病気になったとき（原則、労災保険から全額給付）

イ 休業（補償）等給付—療養のため休業し、賃金が受けられないとき

4日目以降給付基礎日額の60%※

業務災害の場合、休業の初日から3日間（待期間）は、労基法76条により使用者に休業補償を行う義務があります。

ウ 障害（補償）等給付—障害が残ったとき（障害（補償）等年金、障害（補償）等一時金）

エ 遺族（補償）等給付—死亡したとき（遺族（補償）等年金、遺族（補償）等一時金）

オ 介護（補償）等給付—上記の障害（補償）等年金又は傷病（補償）等年金を受給し、介護を受けるとき（身体障害療護施設等に入所している場合は支給されません）

カ 二次健康診断等給付—一次健康診断等で脳・心臓疾患に関連する一定の項目の全てに異常所見があると認められるとき

キ 葬祭料等（葬祭給付）—葬祭を行うとき

ク 傷病（補償）等年金—療養を始めてから、1年6か月を経過しても
治らないとき（傷病等級第1級～第3級）

※ イ 休業（補償）等給付には、休業特別支給金（給付基礎日額の20%）
が付加して支給されます。

※ ウ 障害（補償）等給付、エ 遺族（補償）等給付、ク 傷病（補償）等年金
にも支給要件に応じて特別支給金（障害特別支給金、遺族特別支給
金、傷病特別支給金等）が付加して支給されます。

※ カ 二次健康診断等給付は、一次健康診断等受診から3か月以内に請求
する必要があります。

（3）消滅時効

給付の種類によって、請求権が時効により消滅する期間は次のよう
になります。

- ・2年 療養（補償）等給付、休業（補償）等給付、介護（補償）等給
付、二次健康診断等給付（特定保健指導）、葬祭料等（葬祭給
付）
- ・5年 障害（補償）等給付、遺族（補償）等給付

★★問い合わせ先★★

管轄の**労働基準監督署**（P150参照）

4 健康保険（健康保険法）

健康保険は、労働者（被保険者）やその家族（被扶養者）が仕事や通勤以
外で病気、ケガ、死亡をした場合や、出産をした場合に、必要な医療給付や
手当金などを支給し、労働者やその家族の生活の安定を図る制度です。

（1）適用事業所

ア 強制適用事業所

（○強制適用 ×任意適用）

規模	5人以上		5人未満	
事業形態	法人	個人事業主	法人	個人事業主
適用業種	○	○	○	×
非適用業種	○	×	○	×

※ 農林水産業、宿泊業・飲食サービス業、クリーニング業・理美容業など一部
の業種を除き常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所も適用事業
所となります。